

秋田県PRキャラクター「んだッチ」 イラスト等利用ガイド



平成27年	12月	7日	施行
平成30年	4月	1日	改訂
平成30年	6月	21日	改訂
平成30年	12月	4日	改訂
令和元年	12月	2日	改訂
令和2年	12月	8日	改訂
令和3年	6月	25日	改訂
令和3年	12月	28日	改訂
令和5年	2月	28日	改訂
令和5年	12月	25日	改訂

秋 田 県

秋田県PRキャラクター 「んだッチ」

近未来から秋田をPRするためにやってきた
なまはげ型の子どもロボットです。



プロフィール

- 明るく元気で、秋田弁が好きです。
- ロボットなのに食いしん坊です。
- ロボットなので、性別はありません。
- 秋田の美味しいものが大好きで、それがエネルギーになっています。
- 持っている「御幣」のようなものは未来の道具ですが、まだ何なのか分かりません。
- 時々「んだ。んだ。」と言うことがあります。

連絡先

秋田県総務部広報広聴課
joukai@pref.akita.lg.jp



1 利用にあたっての留意事項

- 利用対象物件に係る問題が生じた場合は、利用者が対処する責任を負います。
県は一切の責任を負いません。
- 県が利用許諾したことによって、利用者に独占的な権利が発生するものではありません。
従って、同様な物件について他の申請を妨げるものではありません。
- 色指定はしませんので、県が提供するデータをそのまま使用してください。印刷機や紙質の都合等で色合いが変わることはやむを得ませんが、大きく異なる場合は許諾を取り消すことがあります。

えぐ読んでくれ！
(よく読んでね！)



2 次の場合は利用許諾できません

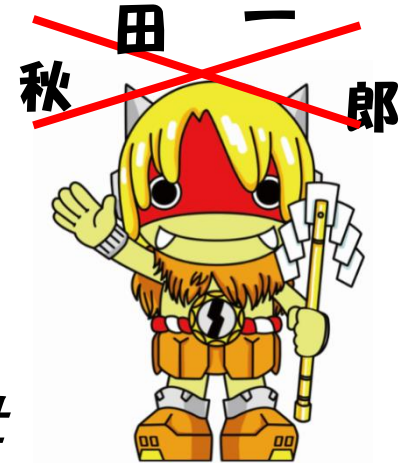
- (1) 法令及び公序良俗に反するおそれがある場合
- (2) 県の信用又は品位を害するおそれがある場合
- (3) 第三者の利益を害するおそれがある場合
- (4) 特定の個人、団体、法人（県を除く。）又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがある場合。
- (5) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに利用されるおそれがある場合
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又はその広告等利用される場合
- (7) イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) 「んだッチ」のイメージを損なうおそれがある場合
- (9) 「んだッチ」のイラストの著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がんだッチのイラストの立体物と認められない場合
- (10) その他、イラスト等の利用が適当でないと認められる場合



3 イラストの利用

(1) 商品名、企業名及び個人名など

- 商品名や企業名、個人名などがイラストに重なっている場合、または一体と誤認されるおそれがある場合は許諾しません。



(2) 著作権者の表示

- 「©2015秋田県んだッチ*****」または「©2015 akita pref.ndatchi *****」を記載してください。
(注)「*****」には許諾番号が入ります。
- フォントは自由です。



著作権者と利用許諾番号の表示
が必要です。



©2015秋田県んだッチ*****

©2015秋田県んだッチ

(3) イラストの変更

- イラストの縦横比は変えられません。
目が明らかに楕円になっているときは、
変形を疑ってください。
- イラストの表情や色は変えられません。
- イラストは左右反転できません。
- イラストの一部が見切れた利用については、
「んだッチ」のイメージを変えたり、商品等の
推奨に見えるおそれがないときは許諾します。
個別にご相談ください。
- 顔の見切れは許諾しません。



(4) 秋田をPRする言葉

- 秋田をPRする言葉の記載は、必須ではありません（平成28年12月9日改正）。
- 秋田弁が好きなキャラクターですので、
言葉を記載するときは、積極的に秋田弁を
使ってください。

秋田犬 まんずめんこいな～

秋田は いいどー

